

五條市地域公共交通計画策定支援業務仕様書

1 業務の概要

(1) 件名

五條市地域公共交通計画策定支援業務

(2) 目的

本市では、これまで、平成29年7月に「五條市地域公共交通網形成計画（ゴーちゃん交通計画）、令和4年3月に五條市地域公共交通計画（第2次ゴーちゃん交通計画）、令和4年9月に五條市地域公共交通利便増進実施計画を策定し、それぞれの時期の地域公共交通を取り巻く課題を確認し、五條市の公共交通の在り方とそれを実現するための施策・取組を推進してきた。

令和8年度で現計画が満了を迎えるため、本業務では、現行計画で設定した計画目標の達成状況や主な取組の進捗状況を把握・評価したうえで、現行計画策定以降の社会情勢の変化を踏まえ、現行計画の見直しを行い、新たに「五條市地域公共交通計画」（以下、「次期計画」という。）を策定することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(4) 提案上限額

12,892,728円以内（消費税及び地方消費税の額を除く）

2 業務の範囲

五條市全域とする。ただし、地域住民の移動実態を踏まえ、必要に応じて地域間幹線バス系統の経路や、隣接自治体との接続拠点を含む広域的な視点も取り入れるものとする。

3 業務の内容

受託者は、国土交通省が定める「地域公共交通計画のアップデートガイドンス」等の最新の指針に準拠し、以下の各項に掲げる業務を遂行するものとする。

(1) 計画準備及び業務計画の作成

受託者は、本業務の着手に当たり、業務の実施方針、具体的な手法、工程、業務従事者体制等を記載した業務計画書を作成し、発注者と協議の上、速やかに承認を得るものとする。また、関連法令や国の最新動向を把握し、円滑な業務遂行に向けた準備を行うものとする。

(2) 地域特性及び公共交通現況の整理・分析

受託者は、各種統計データを用いて、人口、世帯、産業構造、主要施設の立地状況、道路事情等の地域特性を整理するとともに、上位計画（五條市ビジョン、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等）との整合性を確認する。

あわせて、鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシー等の運行状況、利用実績、収支状況、補助金の実績等を整理・分析し、公共交通の現状を明らかにする。分析に当たっては、GIS（地理情報システム）等を活用し、公共交通のカバー率や利用圏域を可視化することが望ましい。また、スクールバス、福祉輸送、商業施設送迎バス等の地域の既存輸送資源についても情報を整理し、それらの活用可能性を検討するものとする。

(3) アンケート調査等によるニーズ・実態の把握

地域の移動実態や住民ニーズを的確に把握するため、以下の調査を実施する。具体的な調査手法や対象数については提案によるものとするが、統計的に有意な結果が得られるよう配慮するものとする。

ア 市民アンケート

住民基本台帳から無作為抽出した住民 1,400 人を対象としたアンケート調査を実施し、日常の移動実態、公共交通への意識、潜在的な需要を把握する。実施にあたっては、郵送以外での方法（WEB や SNS 等）を積極的に活用し、回答率の向上に努めることとする。調査後、集計・分析を行い、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。

イ 公共交通の利用者実態調査

交通事業者から提供される乗降実績等各種データを分析する等の手法により、利用者の属性・利用目的・OD（発着地）データ等を把握する。

ウ 交通事業者・関係部署へのヒアリング

運行上の課題や連携の可能性について交通事業者および福祉・教育等関係等部署へのヒアリングを実施し、情報を収集・整理するものとする。なお、ヒアリングの具体的な対象については提案によるものとする。

(4) 現行計画の評価と課題の整理

受託者は、現行計画に掲げられた目標の達成状況や各施策の進捗状況について、定量・定性の両面から検証を行い、PDCA サイクルの確認を行う。

その上で、前項までの現状分析及びアンケート調査結果等を総合的に分析し、

地域公共交通における問題点及び解決すべき課題を抽出・整理する。
課題の整理にあたっては、五條市ビジョンや立地適正化計画等の上位・関連計画等の政策方針を踏まえた検討や整理を行うこと。

(5) 地域交通が目指す姿の設定

前項までの現状診断の結果を踏まえて、「公共交通軸と拠点の充実・保証」や『「交通空白」における移動の確保』の観点から、まちづくりの将来像を見据えた長期的な視点での地域交通が目指す姿（地域交通ネットワーク）を描く。

(5) - 1 公共交通軸と拠点の検討

上位・関連計画で設定する拠点や人口、都市機能、生活サービス施設の集積等を踏まえて、中心拠点、地域拠点（居住地、観光地、工業団地）等を検討する。

また、本市の地域交通の現状と需要を勘案しながら、現在進行中の中心市街地活性化事業、「交通空白」解消緊急対策事業も踏まえ、以下に示すような階層的な交通軸を検討する。

<公共交通軸の階層例>

地域間幹線軸	・ 中心拠点と隣接市町村を結ぶ路線を位置づけ、大量輸送・速達性の観点から高いサービス水準を確保
地域内幹線軸	・ 地域間幹線を補完する路線として、持続性の高いサービスを確保
支線	・ 最寄の地域拠点等へのアクセスのため持続性の高いサービスを確保

(5) - 2 地域交通が目指す姿（地域交通ネットワーク）のとりまとめ

(5) - 1 の検討結果を踏まえ、まちづくりの将来像を見据えた長期的な視点での地域交通が目指す姿（地域交通ネットワーク）をとりまとめる。とりまとめにあたっては、公共交通軸や拠点が明示された地域交通ネットワーク（交通体系図等）を作成すること。

(6) 地域公共交通計画（案）の策定

抽出された課題を踏まえ、持続可能な交通ネットワークの構築に向けた基本方針、計画の基本理念、及び将来像を検討する。計画の実効性を確保するため、達成すべき目標については可能な限り定量的な数値目標（KPI）を設定するものとする。

具体的な施策の検討においては、目標達成のために必要な事業内容、実施主体、スケジュール、概算事業費等を詳細に検討する。その際、デジタル技術を活用したの新たな制度の導入可能性についても、地域の実情に応じて検討を加えるものとする。

る。最終的に、これらの検討結果を取りまとめ、わかりやすい構成・表現に配慮した地域公共交通計画の素案（本編および概要版）を作成する。

なお、計画本体の分量は、図表やマップを活用し、30 ページ以内を目安として読みやすい内容に集約する。これに対し、住民アンケートの結果、詳細なデータ分析、関係団体との協議記録等の補足的情報はすべて別冊の参考資料編として整理し、本体の構成を妨げないように配慮する。

（7）会議運営及び合意形成支援

計画策定のプロセスにおいて、関係者間の合意形成を図るため、地域公共交通会議（協議会）の運営を支援する。具体的には、年3回程度の会議開催に向けた資料作成、議事録の作成、当日の説明補助等を行う。また、計画案に対するパブリックコメントの実施を支援し、寄せられた住民意見の整理および回答の作成を行うものとする。

5. 業務実施体制

本業務を適正かつ円滑に遂行するため、受託者は地域公共交通計画の策定に関して十分な経験と専門的知識を有する者を配置する体制を構築しなければならない。

また、業務の全部または一部を第三者に再委託することは原則として禁止するが、調査業務等、真に効率的な実施のために必要と認められる場合においては、あらかじめ発注者の承諾を得た上で実施できるものとする。

6. 成果品

受託者は、業務完了時に以下の成果品を指定期日までに納入するものとする。提出形式は電子データ（Microsoft Word、Excel、PDF 等の編集・加工が可能な形式を含むもの）とする。

- ① 地域公共交通計画書（本編および概要版）
- ② 業務報告書（調査結果、分析内容、会議記録等を網羅的にとりまとめたもの）
- ③ 基礎データ一式（アンケート集計データ、GIS データ等の根拠資料）
- ④ 会議資料及び議事録一式

7 打合せ

業務遂行にあたり、打合せ協議は、毎月1回以上を想定している。なお、打合せ形式はリモートによる開催も可能とするが、業務開始時及び成果品納入時は対面により開催することとする。

協議内容については適宜記録し、記録簿としてまとめる。なお、業務の遂行上で必要が生じた場合は、適宜打合せ協議を行うものとする。

8 その他

- (1) 本業務の成果品に関する著作権は、原則として発注者に帰属するものとする。
- (2) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法又は五條市個人情報の保護に関する法律施行条例により適切に管理すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、市と十分に協議して実施すること。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- (5) 受託者は、本業務中に事故が生じないよう細心の注意を払うとともに、万が一事故が発生した場合には、生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに市に報告し、最善の処置を行わなければならない。
- (6) 本仕様に定めのない事項又は業務上、疑義が発生した場合は、市と受託者が協議のうえ、業務を進めるものとする。
- (7) 現在本市では五條市域公共交通利便増進実施計画についても計画満了を迎えるため、次期利便増進実施計画の策定を検討中であることに留意すること。

(参考資料)

本業務の遂行にあたっては、本仕様書のほか次に例示する地域交通計画策定に関する資料、情報リソース及び本市の関係計画について適宜参考とすること。

- (1) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」概要版（国土交通省）
- (2) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」手順書（国土交通省）
- (3) 地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」データ活用の手引き（国土交通省）
- (4) モビリティ・アップデート・ポータル（国土交通省）
参照 URL (<https://mobility-update.mlit.go.jp>)
- (5) 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（国土交通省）
- (6) 五條市で作成した各種計画書（五條市ビジョン他）